# 『東三河後見センター』会報 第34号

発行者:認定 NPO 法人東三河後見センター

 $\mp 442-0033$ 

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

平成 27 年 12 月 25 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス: http://higashimikawakouken.or.jp

## 平成27年を振り返り、平成28年を考える

今年は私たち東三河後見センターにとって、様々な意味で画期的な年でした。1年を振り返り、 新たな年を考えてみました。

#### 新たな経験を積み、後見活動のネットワークが広がった1年でした

様々な個別事情を抱えた遺産相続、遊休不動産の売却、遠方(九州)不動産の売却、障害基礎年金の2級から1級への変更など障害基礎年金の取得のための色々な活動、長い間入院していた精神障害者の地域移行、軽犯罪を犯して刑務所に入った被保佐人の権利と利益を守る活動、後見等開始審判の申立て前の詐欺被害についての告発・起訴・裁判・被害金額の一部の弁済金受取り等々、難しい対応をたくさん経験し、具体的なノウハウを法人内に蓄積することができました。

そうした活動の中で、東三河後見センターのネットワークが一層広がりました。従来の福祉関係者、医療関係者に加え、司法書士、弁護士、社会保険労務士、税理士、不動産業者、建築業者など頼もしい仲間が新たに加わりました。

#### 市民後見人の広がりと活動の深化

市民後見人の活動は、法人後見の事務担当者として活動している人が 14 名となり、その担当件数は 34 件、法人後見受任件数 67 件の 50%を超しました。(会報 8 ページ参照) 今や東三河後見センターについては、市民後見人の活動抜きには語ることができない状態です。

#### 豊川市、豊川市社会福祉協議会との連携・協働

豊川市が6月に「成年後見制度利用推進検討委員会」を発足させ、当法人も委員として参加しました。9月にはその検討結果が報告書にまとめられました。その後も、豊川市(介護高齢課と福祉課)、豊川市社会福祉協議会(成年後見支援センター)、NPO法人東三河後見センター3者がほぼ毎月1回ずつ集まり、成年後見制度の利用推進の具体化や市民後見人の育成と活用などについて話し合いを継続し、三者の連携・協働が目に見える形で具体化されつつあります。

#### 裁判所の監督方法の変更

名古屋家庭裁判所豊橋支部では成年後見の不正事案をなくすために、この 12 月からいくつかの変更をしました。(会報 5,6 ページ参照) そのうちの一つが事務報告・監督の期間を1年毎とし、事務報告書の書式を変更したことです。事務報告・監督を1年毎にすることは、私たちは最初から行っていることで、前進と評価できます。問題は事務報告書の書式です。ほぼ100%財産管理に関するもので、身上監護部分の報告は限りなくゼロに近いものです。「ノーマライゼーション・自己決定の尊重・現有能力の活用」という成年後見制度の理念はどこに消えてしまったのでしょうか。

#### 新たな年に向けて

平成28年は、「市民後見人の活動の充実・強化・拡大」と「行政機関・社会福祉協議会との連携・協働」を2本柱として、東三河後見センターと市民後見人がこの地域でより一層大きな社会貢献を果たせるように、もう一歩前進したいと思っています。

(代表理事 長谷川卓也)

## 咸年後見ミーティング

第4回成年後見ミーティング 平成27年11月7日(土)13:30~15:30 参加者10名

テーマ:家庭裁判所への上申と報告について・成年後見人等の共通の活動の手引き(案)

場 所:豊川市社会福祉会館ウィズ豊川 研修室1

今回は、私、工藤が家庭裁判所への上申と報告というテーマでお話させていただきました。成年後見制度と家庭裁判所は密接な関係にあります。成年後見人等を誰にするのか?成年後見人等の報酬をどうするか?これらを決めるのは家庭裁判所の仕事となっています。さてこの家庭裁判所が全国にどのくらいあるかご存知でしょうか?都道府県の数?正解は 47 都道府県に旭川、函館、釧路そこに支部が 203 庁、出張所が 77 庁ありますので、支部や出張所も含めると 330 庁あります。

家庭裁判所との関係は、成年後見制度では、成年後見人等の選任は職権となっています。成年後見人等は家庭裁判所へ後見事務内容及び財産目録を定期的に報告しなければなりませんし、家庭裁判所が後見監督をすることになっています。また、後見事務で心配事が生じたときには家庭裁判所の書記官を通して相談をしています。そして、報酬を得ることについても、家庭裁判所の審判が必要になります。

このように、当法人は家庭裁判所と深く関わりながら実践しています。通常の生活ではあまり馴染みのない機関かもしれませんが、成年後見制度を適切に運用していくためにはこうした関わりがとても大切になります。

#### 次回の成年後見ミーティングのお知らせ

第5回成年後見ミーティング 平成28年1月9日(土) 13:30~15:30 プリオ 視聴覚室 テーマ 「死後の事務について」 皆様の参加をお待ちしています。

(文責 工藤明人)

# ケースファイル13

#### 「若年性認知症の被後見人の支援について」

平成24年7月に前任者から引き継いだ被後見人は、当時60代前半、若年性認知症と診断されて4年、県営住宅での一人暮らしをされていましたが、すでに、預金通帳の置き場所が分からない・徘徊・ガスの消し忘れ・激しい幻覚症状等がありやむなくグループホームの施設入所となりました。帰宅願望があまりなく、施設に馴染めたことに安心したのもつかの間、「鏡徴候」(鏡に映った自己像を自分自身と認識できず他の人間と取り違え話しかけたりする行動)、不眠・睡眠障害による早朝の施設内徘徊、見当識障害からトイレ以外での排泄、雑誌・新聞等を裂いてトイレに捨ててしまうなどなど・・。

現在、病状は進行し、お皿に書かれた絵柄を箸で一生懸命つまんで口に運んで食べようとしたり、 箪笥の中にきれいに畳んだテッシュが何枚も入っていたり、よその人の部屋のベッドに入り一緒に 寝ていたりと日常的にも介護が必要になってきています。体調が悪くても訴える言葉もなく、受診 をしても医師に伝える術もありません。レントゲン検査でもじっとしていることができずに何度や っても行うことができませんでした。でも、毎回の訪問時には、笑顔があり「元気ですか?」と声 掛けをすると「生きてま~す。」と冗談が返ってくることもあります。僅か数年前まで、おしゃれ な衣服を着て同僚とコーヒーを飲みに行ったり、旅行をしたり(残されたアルバムからの想像で) 自分の意思で自分らしい人生を選択し未来に夢を託した生活があったはずです。この先、何をしたいのか、何が楽しみなのか、後見人として本人の意向に添いたい気持ちは十分あるつもりですが、本人からの会話にならないメッセージからはなかなか汲取ることができません。もし、私だったらと考えた時、狭い空間から抜け出し好きな物を食べたり、好きな場所に行ったり、楽しい会話の時間を持ちたいと単純に思います。施設の中の介護はもちろん行き届いています。ただグループホームの施設の利用者は、高齢者の方達ばかりです。年代が違うという感覚は否めません。現在、週に1回ヘルパーさんが訪問し、生活支援や外出介助を行っています。時々、外出してランチをしたり、お墓参りに行っています。

先日、障がい者施設の関係者からお話を聞いた中に「介護者が障がい者の立場に立って理解することは 100%無理であるが、これでよいのだろうかといつも問続けることが大切である。」と言われていたことに少し救われました。

2025年には、認知症の罹患者が700万人を超えるとの推計値が発表されましたが若年性認知症対応の企業や医療・介護施設等の認識がまだまだ不足しています。

ハーバード大学で精神科学の博士号を取得し、アルツハイマー協会のコラムニストであるリサ・ジェノヴァの著書「静かなアリス」も 50 歳で若年性認知症を発症した心理学者が少しずつ記憶が無くなっていく過程の中での葛藤が描かれています。「わたしたちが間違ったことをしてもパニックにならないでください。わざとしていると受け取らないでください。・・・わたしたちに制限を設けるのでなく、力づけてもらいたいのです。」この著書のなかで、自ら語る言葉に後見人として思いを新にしました。

(東三河後見センター 市民後見人お世話係 杉山 智子)

## 東三河後見センターの今後の予定(1月~3月)

(年末年始について…12月29日~1月3日迄休業します。緊急時などの電話は承ります)

☆ミーティング 9時15分より 1月5日(火)、13日(水)、19日(火)、29日(金) 一市民後見人の方、参加歓迎 2月2日(火)、12日(金)、16日(火)、24日(水) 3月1(火)、11日(金)、15日(火)、25日(金)、29日(火)

上記、ミーティングは豊川商工会議所3階 当法人事務所で行っています。

1月 9日(土) 第5回 成年後見ミーティング プリオ 視聴覚室

13:30~15:30 テーマ「死後の事務について」

1月23日(土) 市民後見人フォローアップ研修 ウィズ豊川研修室1

9:30~12:30 事務局より連絡、事例検討(グループワーク)

2月 3日(水) 市民後見人フォローアップ研修

(※会場、時間、内容は1月23日と同じです)

3月5日(土) 第6回 成年後見ミーティング ウィズ豊川研修室1

13:30~15:30 テーマ[1年間の振り返り]

★理事会 1月8日(金)、3月11日(金) ※成年後見ミーティングはどなたでも参加できます。

### 市民後見人フォローアップ研修のお知らせ

当法人が平成 27 年度に名古屋家庭裁判所豊橋支部へ提出している市民後見人登録者名簿に搭載されている方が 24 名、その内、市民後見人として活動されている方が現在 14 名います。全員が平成 22 年、23 年、25 年度に開催した市民後見人養成研修の修了者の方となっています。着実に市民後見人の方が増えていることとあわせて、法人後見の受任件数もまもなく 70 件を越すような状況となっています。

事務局と市民後見人の方との意思疎通が極めて大切になります。このような状況から名簿搭載されている方が市民後見人として活動をスムーズにできるように、フォローアップ研修を別紙案内のとおり企画しました。名簿搭載されている方、現に市民後見人として活動されている方が対象です。開催日程は2日間ありますが、プログラムは同一ですのでご都合の良い日のいずれかの参加をお願いします。

受講対象の方には本会報とあわせてご案内と参加希望用紙(FAX用)を同封していますのでご確認のうえ申し込みをお願いします。

### 平成 28 年度市民後見人養成研修実施のお知らせ

#### 平成28年度市民後見人養成研修を実施します。

当法人が実施した市民後見人養成研修は独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業として実施した平成 25 年以降、養成研修の実施をしてきませんでした。この間に事務局へ「今度はいつ養成研修をするの?」や「前回の研修で未修了となっている課目はどうなるの?」という問い合わせがありました。また、成年後見制度を必要とする相談が、豊川市成年後見支援センターへ多数寄せられるようになり、当法人も協働しながら制度に繋がるよう支援をしているところです。そうした受任の増加に対して支援する側の人員不足が課題になってきました。これらのことから、平成28 年度市民後見人養成研修を実施することになりました。

今回は、基礎研修と実務研修の 2 階建で実施する予定です。市民後見人として当法人等で活動していただくためには、基礎研修と実務研修の修了が必要となります。 説明会を平成 28 年 6 月 14 日 (火)、6 月 19 日 (日) の 2 回 ( 内容は同じ) を実施します。**説明会の出席が受講要件の一つ**になっていますので、近くに関心のある方がおみえになったら一声かけていただきますようお願いいたします。

基礎研修は平成28年9月、実務研修は10月から平成29年2月まで月2回の講座(土曜日)を 予定しています。尚、詳細については会報(3月発行)、ホームページ等でお知らせします。

『平成28年度市民後見人養成研修についてのお問い合せ』

東三河後見センター 工藤 まで

## 平成 27 年度家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会

平成 27 年 11 月 25 日 (水)、名古屋家庭裁判所豊橋支部大会議室で行われました、連絡協議会(以下、「会議」という。) に長谷川と工藤が出席しました。前回は平成 25 年 11 月 20 日に行われて以来 2 年ぶりです。この会議の趣旨は、成年後見に関する制度の適正な運用

について、家庭裁判所と家事関係機関との連絡協議を行うものです。

出席者は、愛知県弁護士会(高齢者・障害者総合支援センター運営委員会、東三河支部)、一般社団法人愛知県社会福祉士会(愛知ぱあとなあセ



ンター、豊橋支部)、公益社団法人成年後見センター リーガル・サポート愛知支部、東海税理士 会豊橋支部等の専門職団体と豊橋市、豊川市、新城市、田原市、蒲郡市の市役所(高齢福祉課、福 祉課等)、5市の社会福祉協議会にある成年後見支援センターの職員及び NPO 法人豊橋市民後見セ ンター、NPO 法人東三河後見センターでした。裁判所からは、名古屋家庭裁判所豊橋支部の支部 長、判事、書記官、調査官、庶務課長が出席されました。

#### 家庭裁判所における最近の成年後見制度の運用状況について

平成26年度の名古屋家庭裁判所管内の申立件数は1,533件(34,373件)。後見開始の審判申立 件数は 1,264 件(27,515件)、保佐開始の審判の申立は 184 件(4,806件)、補助開始の審判の申立 は 66 件(1,314 件)、任意後見監督人選任の審判の申立は 27 件(738 件) となっています。成年 後見人等と本人との関係は配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他の親族が成年後見人等に選任され たものが全体の約 40% (約 35%)、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものが約 60% (約65%)となっています。この地域はまだ親族による後見が全国平均より多いようです。

※()の数字は全国件数、()外の数字が名古屋管内件数です。

#### 成年後見人等による不正事案

不正事案が近年多くなっているため(親族後見が多いが、複数の事案を抱えている専門職の後見 人でも不祥事がある。全体で839件被害額56億円!専門職22件被害額5億円!!)、家庭裁判所 の監督権限を強化していく。不正事案の背景として、生命保険金の受領、相続による金品の受領、 不動産等の売却等、被後見人等にまとまったお金が入った場合と成年後見人等自身に多額の負債が 発生した、家庭の収支が不良となった、事業がうまくいかなくなった等の事情をあげられました。 そこで、豊橋支部として、定期報告の提出を1年ごとに定めて提出することと、不正を防止するた めに後見制度支援信託を活用していくとの方針が示されました。

#### 名古屋家庭裁判所豊橋支部の方針

不正事案を減らし、適正な運用を図るために示された方針は大きく2点です。1点目は「後見制 度支援信託(信託)の活用」を検討する。2点目は、「後見監督を1年ごとに実施する」。それに伴 い、豊橋支部オリジナルの事務報告書に改訂されました。

\*\*\*\*\*

### 後見制度支援信託の活用とは?

後見制度支援信託(以下「信託」という。)は、ご本人(被後見人であって、被保佐人、被補助 人、及び任意後見では利用できません。)の財産の適切な管理・利用のための方法の一つとされて います。具体的には、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等と して後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託するしくみとなっています。成年後 ➡ 見と未成年後見で利用ができます。信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約 したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要になります。また、財産を信託する 信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本 人に代わって決めた上で、家庭裁判所の指示をうけて、信託銀行等との間で信託契約を締結するこ とになっています。

#### 信託の活用の基準財産 1,200 万円

1点目について、豊橋支部としては、「後見の申立時に流動資産が1,200万円以上ある場合。」、「近 い将来に流動資産が 1,200 万円以上になる場合。」に信託の利用を検討するとのことです。また、

既に成年後見制度を利用されている方で、親族後見人が設定されている場合には信託を利用すると の方針が示されました。

#### 豊橋支部の監督は1年に1回

2点目について、当法人は成年後見人等に就任した時(確定日や就職時報告書を提出した時)から1年後を目安に、家庭裁判所に対して後見等事務報告書(定期報告書)を提出しています。成年後見制度の監督は家庭裁判所の役割であり、後見事務等報告書の内容(財産管理、身上監護)を確認することが監督の内容となっています。ですので、今回示された方針は特に当法人に関しては今までしてきたことをするだけのことですが、提出期限についてあらかじめ家庭裁判所が決めることになりました。さらに、後見事務等報告書の書式が豊橋支部オリジナルの書式に統一されることになりました。この書式については、フォローアップ研修時に報告できると思います。

#### 連絡協議事項内容から

#### (1) 市民後見人の養成、登録、選任、支援について

「市民後見人」に関わる協議については、市役所、社会福祉協議会、当法人が発議し、家庭裁判所の考え方を伺いました。成年後見人等の選任は家庭裁判所の職権ですが、どのようなケースが市民後見人としてふさわしいのかの明確な回答はありませんでした。しかし、選任の要件として、「本人にとって適切な後見人であり、市民後見人の適格性で判断する。」、「事務担当者としての経験を考慮する。」、「係争がなく高度な専門性を必要としない場合。」、「適切な親族後見人がない場合。」、「現在受任している法人などのバックアップがあれば安心。」、「必要とされている方と同じ地域の市民が好ましい。」等の意見を伺うことができました。また、養成研修の講師派遣に協力をいただけるとの回答がありました。親族後見人への支援体制については、家庭裁判所としても問合せや手続きの案内等を実施しているが、社協等が作成したチラシやリーフレット等の設置は個別具体的に協議していくという前向きな意向を示されました。家庭裁判所としても「市民後見人」について意識が高まっているような印象がありました。

#### (2) 後見報酬について

成年後見制度では、成年後見人等が報酬を得る場合、家庭裁判所に対して報酬付与の申し立てを して審判により報酬額が決定される仕組みになっています。その報酬額は、民法第 863 条に「家庭 裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報 酬を後見人に与えることができる」とあるように、本人の財産から支出することになっています。 財産の多寡により報酬額が決定されているようなイメージがあり、市役所、専門職団体、当法人よ り発議しました。特に、身上監護面について家庭裁判所がどのように評価されているのかを伺いま した。報酬額についても個別要件であるので明確な回答はありませんでしたが、後見報酬の申立時 に身上監護の内容を具体的に記入し、各市町が実施している成年後見制度利用推進事業(報酬額や 申立費用の助成等)の対象者であればそのことを明記することによって裁判所も判断できる旨の説 明をいただきました。

成年後見制度は民法に規定されている仕組みであり、家庭裁判所が多くの部面で関与していますが、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法や生活保護法、認知症高齢者の新オレンジプラン等の様々な法律や政策に関連性があります。成年後見制度が適切に運用されるためには、それらの制度についても家庭裁判所と連携しながら運用に携わらなければいけないなという思いが一層強くなった協議会でした。 (文責 工藤明人)

## 『細く長く』

中村 八重子(市民後見人)

私は平成年 25 度の東三河市民後見人養成研修を受けさせていただき、現在お 一人を担当させていただいています。

平成 25 年の秋口だったでしょうか、蒲郡市で成年後見制度の研修会が開催され、当時介護支援専門員として、市内の福祉事業所に勤めていた私は、仕事の一環として参加させていただきました。成年後見制度の話しはこれまでも何度か学ぶ機会がありましたが、いつも今、自分の担当している利用者さんに当てはめて、この制度が、どんな時にどのように利用者さんの役に立つかという観点、視点で聞いていたため、何かあったら後見センターのようなところに橋渡しをすればよいという程度に考えて、制度の細かい仕組みや手続きにあまり関心がないというのが実情でした。そのため、この時いただいた、25 年度の東三河市民後見人養成研修開催の案内のこともすぐに忘れてしまいました。

それからしばらくして退職することになり、その後の自分の姿を考えたとき、生来の怠け者である私は、きっと外へ出る機会も減り、必要最低限の自分の身の回りのことだけをこなすだけの生活になるであろうことは想像に難くないことでした。それはそれで心穏やかな生活には違いなく、望むところでもあったのですが、それでも何か一つくらい社会につながること、人の役に立つことをしたいという思いが私のなかにありました。その時、ふと思い浮かんだのが成年後見人の養成研修のことでした。早速案内を見ると、申し込みの締め切りはとっくに終わって、もう少しで開講日という時でした。それでも、いつもならすぐに捨ててしまっただろう案内が手元に残っていたのも何かの縁かもしれないなどと、都合よく解釈し、恐る恐る後見センターに電話をしました。「今頃からだめですよねー」と言う私に所長さんは「何とかしますから当日会場に来てください」と言ってくださり、研修を受けることができました。

そして、10ヶ月ほどたったころ、後見センターから蒲郡の方を一人担当して みないかというお話をいただきました。自分にできるのか不安が先立ちました が、所長さんが手伝うからと言って下さり、思い切ってお引き受けすることに しました。

それから、所長さんとともにご本人や施設への挨拶、金融関係や役所の手続き、裁判所への書類の提出とひとつひとつ指示をいただきながら進めて来ました。一年を経た今でも、わからないことばかりで、いつも後見センターに問い合わせて指示をいただいており、独り立ちというには、ほど遠い状態ですが、これからも細く長く関っていきたいと思っています。

## 認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

#### ☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成27年12月1日現在)

	後	見	保	佐	補助	合計
受任状況		43名		12名	1 2 名	6 7 名
受理面接済・確定待ち					5名	5名

#### ★市町別受任一覧(被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	18名	7名	2名	1名	0名	0名		28名
知的障がい者	12名	3名	2名	2名	1名	12名	1(岡崎市)	3 3名
精神障がい者	3名	1名	1名	0名	0名	0名	1(岡崎市)	6名
合計	3 3 名	11名	5名	3名	1名	12名	2名	67名

#### ☆市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	13名	3名	2名	18名
知的障がい者	1 2名	1名	1名	14名
精神障がい者	2名	0名	0名	2名
合計	27名	4名	3名	3 4名

現在活動されている市民後見人の方は 14 名です。この方が上記表のとおり 34 名の方の後見事務を担当されています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録名簿 搭載者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方のことをいいます。

## 賛助会費 寄付金のお願い

(平成27年4月1日~発行日現在)

正 会 員費納入者: 51人

(法人正会員1含む) **賛助会員費納入者**: 57人

'人 恰会員入会・寄付のご案内 №

(法人賛助会員4含む) 寄付者 (3,000 円以上)

寄付者(3,000 円以上) 23人 (重複してご寄付を頂いている方は1名とカウント しています。)

皆さまのご支援ありがとうございます。 ※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

#### 編集後記

今年一年の世相を漢字ひと文字で表す「今年の漢字」に「安」という字が選ばれました。振り返りますと「不安」な事象が多くあったという印象が強いのですが・・・。成年後見制度は利用される方の「安全」と「安心」を護りとおす一つの道具だと思います。道具を使い間違えないように意識しながら来年も頑張りたいと思います。時節柄、お身体ご自愛くださり、よいお年をお迎えください。(編集:工藤明人)